

府政記者クラブ・南丹広域振興局 同時資料提供

食中毒の発生について

平成28年3月11日
 京都府健康福祉部
 生活衛生課 Tel:075-414-4759
 京都府南丹保健所
 環境衛生室 Tel:0771-62-4754

3月10日(木)、南丹保健所が食中毒を疑う患者の発生を探知し、直ちに調査した結果、飲食店が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、本日、南丹保健所長が同施設に対する営業停止処分を行いましたのでお知らせします。

1 探知の概要

3月10日(木)午後2時頃、南丹市内の食品営業者から南丹保健所に対し、「当施設から提供した弁当を喫食した利用客複数が食中毒様症状を発症している。」と連絡があった。

2 調査結果(本日午後4時現在)

- (1) 初発日時 3月7日(月)午後6時頃
- (2) 有症者 ・ 4グループ9名(男性7名:19~47歳、女性2名:51~75歳)
 ・ 7名が医療機関を受診。入院者は無く、いずれも快方に向かっている。
- (3) 主な症状 嘔吐、下痢、発熱
- (4) 病因物質 ノロウイルス
- (5) 原因食事 3月7日(月)及び8日(火)に当該施設が昼食として提供した弁当メニュー
- | | |
|------|--|
| ・ 7日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ A弁当: 唐揚げ、卵焼き、菜の花のゆで物、ご飯 ・ B弁当: 唐揚げ、卵焼き、菜の花のゆで物、奈良漬、ご飯 |
| ・ 8日 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ A弁当: ハンバーグ、スパゲティ、ケチャップ和え、卵焼き、ご飯 ・ B弁当: 焼き鮭、煮豆、卵焼き、ご飯 ・ 唐揚げ弁当: 唐揚げ、卵焼き、菜の花のゆで物、ご飯 |

3 原因施設

- (1) 屋号 ヤマザキサンロイヤル ^{かどまつかほ} 角松菓舗 (飲食店営業)
- (2) 所在地 南丹市八木町八木鹿草51
- (3) 営業者 ^{まつもと} 松本 ^{すずこ} 鈴子

4 原因施設の特定期間

- (1) 有症者の共通食事は、当該施設が提供した食事のみである。
- (2) 有症者の発症状況が類似しており、感染症を疑う事例は認められなかった。
- (3) 調理従事者1名と有症者5名の検便からノロウイルスが検出された。
- (4) 患者を診察した医師から食中毒の届出があった。

5 南丹保健所の対応

- (1) 原因施設の立入調査(調理従事者の検便検査、衛生指導、施設の清掃・消毒の指示等)
- (2) 喫食者の調査(発症状況調査、喫食状況調査、検便等)
- (3) 食品衛生法第55条第1項の規定による営業停止処分
(3月11日から3月13日までの3日間)

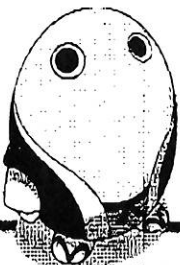
※なお、営業者は3月10日から営業を自粛しております。

【裏面へ】

【報道機関の皆様へ】

ノロウイルス食中毒は冬期に多発する傾向があります。発生防止のため、下記注意事項の啓発に御協力をお願いします。

- 1 調理前、食事前、用便後は、石けんを使い十分に手を洗いましょう。
- 2 ノロウイルスは感染力が強く、患者の吐物、下痢便からも感染することがあります。
トイレ清掃や吐物の処理の際は必ずゴム手袋、マスクなどを着用の上、次亜塩素酸を用いて消毒の上、よく換気をしましょう。
- 3 食品は十分加熱（85℃90秒以上）しましょう。
- 4 下痢、嘔吐などの消化器症状がある場合は、調理業務を控えましょう。



京都府広報紙 まゆまる

～ 京都府報道発表資料～